

## 要 望 書

2013年9月25日

大阪府知事 松井一郎様

原発事故子ども・被災者支援法の基本方針策定にあたり

### 大阪で公聴会を開くよう復興庁に要請してください

昨年6月「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「支援法」）が、全会一致の議員立法により国会で成立しました。この「支援法」は、被ばくを可能な限り避けながら被災地に住み続けることも、避難を選択することも、避難先から帰還を選択することもいずれも自己決定として肯定する画期的な理念法です。

そして、「支援法」に基づく『施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該施策の具体的な内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする』（「支援法」第14条）と明記されています。復興庁は「支援法」成立後、即刻被災者の実態を調べ、被災者の声を集めるべきでした。

ところが、これを1年2ヵ月も放置し、被災者の意見を聞くこともなく8月30日に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」（以下「基本方針（案）」）をたった2週間のパブリックコメントを求めるだけで、公表しました。多くの批判を受けてパブコメ期間は10日延長されましたが、『被災者にとって透明性の高いもの』とはほど遠い実態です。「支援法」の存在を知る人は少なく、被災者自身にも知られていない現実があります。復興庁の怠慢としか言いようがありません。

福島・東京では説明会を開いたそうですが、関西にもたくさんの避難者の方がいます。避難していることすら周りの人に言いだせない人もいます。避難しているのに避難登録できない人もいます。「基本方針（案）」の決定のためにはすべての被災者に「支援法」を知らしめ、意見を求める責任が国にあります。

「基本方針（案）」の施策は今年3月に公表した被災者支援パッケージと変わらず、既存の施策の寄せ集めになっていて、同法でもっとも重要な「避難の権利」を保障する避難者施策は全くありません。33市町村だけの支援対象区域は、汚染の実態とかけ離れています。健康不安の解消ではなく、生涯にわたっての健康診断と医療支援が必要です。

関西に住む避難者の生活や健康にかかわる実態を改善できる施策実現のために関西でも公聴会を開くよう大阪府から復興庁に要請していただくよう切に望みます。

## 要 望 事 項

原発事故子ども・被災者支援法の基本方針策定にあたり、大阪で公聴会を開くよう復興庁に要請してください

吹夢キャンプ実行委員会／福島の子もたち放射能から守ろう・関西／大阪でひとやすみプロジェクト／避難者との交流の場「かえるカフェ」／放射能から豊中の市民・子どもを守る会／美浜の会／子どもたちに未来をわたしたい・大阪の会

連絡先団体：子どもたちに未来をわたしたい・大阪の会 代表：橋本朋子 090-2354-8829